

## 若者よ、Radixに!

会長 信末 清  
(栃木県小山市・栃木太陽の会代表)



春、夏、秋、冬、春……。時間はとぎれず  
どんどん進む。畑を管理し、次の作の堆肥  
を作り、堆肥のための材料確保に走り、また  
夏が来た。

Radixの会では、会長の任を受けて今日  
まで、喜怒哀楽、各地の生産者と語り明か  
しました。時にはらでいっしゅに事務局に喧々諤々、本音の議論を  
重ねてきました。

こんな私につき合ってくれているらでいっしゅぼーやスタッフ、生産  
者の皆様、そして役員会メンバーの皆様がこの場をお借りし、お礼を  
させていただきます。そしてこれからどうぞよろしくお祈りします。

さて、らでいっしゅぼーやはいい会社になった。そしてさらに厳  
しくなつたと思います。そしてRadixの会も、良くなってきたと思  
います。だから、ますますがんばりたい。みんながひとつになれる  
Radixにしていきたい。そしてもっと生産者が元気よくなるよう、  
来年さ来年にしっかり継続できる仕組み作りを進めていきます。

若者よ、Radixに来たれ。語り合おう!

## 西日本でもがんばろう!

生産者幹事(農産部会) 蓬臺 雅吾  
(和歌山県粉河町・農事組合法人紀の芽の会代表)



私は、WESTセンターで第一回生産者  
集会の発起人をさせていただいた関係  
からRadixの会のWEST地域代表として  
参加し、1年4ヶ月ほどが過ぎました。

最初は参加するたびに、事務所は変  
わる、事務局員も変わるで、これはなん  
という会かと思いましたが、我々の納める会費がどのよう  
に使われているか不明な点が多く、これではWESTの生産者に  
説明が出来ないと意見を言ったこともあり。信末会長  
が着任しましたがその心境はいかなるものであったか察する  
に余りあるところがありました。

らでいっしゅぼーやが新しい会社に生まれ変わり、Radix  
の会事務局長に竹内氏が着任して以来、Radixの会は生産者  
のための会であるべきだという意見に全役員が一一致し、土作  
りを基本においしさを求めて生産者全員が栽培技術を向上す  
るため、さまざまな活動が展開されるようになりました。今年  
度も、小祝塾や作物別技術交流集会等が開催されています  
が、残念なことに東日本での開催が多く、我々西日本の生産  
者の参加が少ないのが現状です。

西日本での開催が増えて多数参加できるよう働きかけ、西  
日本の生産物の品質アップに努めようではありませんか。そ  
して、私からの提案です。生産者自らが消費者を拡大する意  
味で、まずみなさんが都会にいる友人、知人、親類をらでい  
っしゅに紹介し、らでいっしゅ会員を拡大していきましょう。

## 夢は必ず実現する

生産者幹事(農産部会) 右田 秀利  
(熊本県天水町・草枕グループ代表)



らでいっしゅぼーやが新しい会社になり、  
一年半が過ぎましたが、それは、Radixの会  
にとっても激動の時期でした。ここにきて  
通常に戻ったように思えます。らでいっしゅ  
ぼーやを通して環境保全型を更に進めてい  
きたいものです。

近年、どこでも「味、味、味」と聞きます。味を追求すると土作り  
です。私も縁あって、小祝氏の話をも2回聞くことができましたが、  
これまでは自分の経験、みかん畑の土のクセなどから栽培管理を  
していたことに加えて、「分析」と「施肥の組み立て」が必要だとい  
うことを感じました。

堆肥は作るより買うほうが楽だったけれど、今までの堆肥は何  
だったのか? 良質な堆肥を作るための設備・原料・管理などの  
技術習得だけではダメです。それを実践する堆肥場の必要性を感  
じています。ここ九州では各県1ヶ所は必要だと思います。「夢は  
必ず実現する」この言葉を信じてがんばりましょう。

## 技術向上による品質向上を!

らでいっしゅぼーや商品部農産開発課課長 横山 徹



今年4月より有機農産物に対する法律  
がJAS法の中に組み込まれたことは皆  
さんご存じでしょう。私たちは、この制  
度の持つ良い点についてしっかりと  
共通認識を持ち、進めて行くべきことは  
進めて行きたいと考えております。それ  
は3つの点で要約できると考えます。

1つは、今まで有機農業や無農薬を自称していた方が、今度は  
第三者から認められるということ。「俺の農業は有機農業だったん  
だ」という確証を得ることは勲章に値すると思います。

2つ目は、生産者自身が格付け責任者になり、有機JASマー  
クのシールを生産者が貼るということです。最終的に生産者が  
自らの申告において、有機のシールを貼っていく、国や認証機  
関が貼るわけではないということです。

3つ目は、農薬のことです。法制化された中で「有機農産物許容  
農薬」も決まりました。つまりこの農薬を使用しても有機農産物とし  
て認められる農薬なのです。今まで、農薬取締法の中で定められた  
農薬は安全性に関係なく、全て農薬という表現で表されていました。  
それが、比較的安全な農薬と一般の農薬に分けられたのです。厳  
選して使用した農薬が評価されることは良いことと思います。

らでいっしゅぼーやでは有機農産物の認証は情報公開のひ  
とつの手段であると評価しています。しかし、硝酸態窒素が多く  
残留していてえぐみか強く食べられない有機農産物では困り  
ます。また、食べても栄養にならない有機農産物でも困ります。

らでいっしゅぼーや農産では、Radixの会とともに技術向上  
による品質向上を目指して行きたいと考えます。品目別技術  
交流集会や小祝塾でお会いしましょう。